

甲欄

乙欄

平成30年分

給退職所得

に対する所得税源泉徴収簿

所屬	職名	住所	氏名	整理番号
		(郵便番号 178-0063 ) 東京都練馬区東大泉7-31-35	(フリガナ) サトウジロウ 佐藤 次郎 (生年月日 昭和44年8月20日 )	5

  

区分	月区分	支給月日	総支給金額	社会保険料等の控除額	社会保険料等控除後の給与等の金額	扶養親族等の数	算出税額	年末調整による過不足税額	差引徴収税額	前年の年末調整に基づき繰り越した過不足税額
給料	1	1 20	481,500	71,615	409,885	3	7,920		7,920	
	2	2 20	481,500	71,615	409,885	3	7,920		7,920	
	3	3 20	481,500	71,615	409,885	3	7,920		7,920	
	4	4 20	485,000	75,880	409,120	2	10,770		10,770	
	5	5 20	485,000	75,880	409,120	2	10,770		10,770	
	6	6 20	485,000	75,880	409,120	2	10,770		10,770	
	7	7 20	485,000	75,880	409,120	2	10,770		10,770	
	8	8 20	485,000	75,880	409,120	2	10,770		10,770	
	9	9 20	485,000	75,880	409,120	2	10,770		10,770	
	10	10 20	485,000	75,880	409,120	2	10,770		10,770	
	11	11 20	485,000	75,880	409,120	2	10,770		10,770	
	12	12 20	485,000	75,880	409,120	2	10,770		10,770	
計			① 5,809,500	② 897,765			③ 120,690			
賞与等	7	7 10	970,000	147,294	822,706	2	83,998		83,998	
	12	12 20	1,520,000	228,982	1,291,018	2	131,812	過納 ▲ 79,800	131,812	
									▲ 79,800	
	計		④ 2,490,000	⑤ 376,276	2,113,724		⑥ 215,810			
前職分										

  

区分	金額	税額
給料・手当等	① 5,809,500	③ 120,690
賞与等	④ 2,490,000	⑥ 215,810
計	⑦ 8,299,500	⑧ 336,500
給与所得控除後の給与等の金額	⑨ 6,269,550	配偶者の合計所得金額
社会保険料等控除額	⑩ 1,274,041	( 1,150,000 )円 旧長期損害保険料支払額
生命保険料の控除額	⑬ 85,500	( 28,000 )円 ⑩のうち小規模企業共済等掛金の金額
地震保険料の控除額	⑭ 15,000	( )円 ⑩のうち国民年金保険料等の金額
配偶者特別控除額	⑮ 110,000	( )円
配偶者控除額、扶養控除額、基礎控除額及び障害者等の控除額の合計額	⑯ 1,390,000	( 非課税となる通勤手当 )円
所得控除額の合計額 (⑩+⑪+⑬+⑭+⑮+⑯)	⑰ 2,874,541	
差引課税給与所得金額(⑨-⑰)及び算出年税額	⑱ 3,395,000	⑲ 251,500
(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額	⑳	
年調所得税額 (⑱-⑳、マイナスの場合は0)	㉑	251,500
年調年税額 ㉑ × 102.1%	㉒	(100円未満切捨て) 256,700
差引超過額又は不足額 (㉒-⑳)	㉓	79,800
超過額	本年最後の給与から徴収する税額に充当する金額	㉔
	未払給与に係る未徴収の税額に充当する金額	㉕
	差引還付する金額 (㉓ - ㉔ - ㉕)	㉖ 79,800
の精算のうち	本年中に還付する金額	㉗ 79,800
	翌年において還付する金額	㉘
不足額	本年最後の給与から徴収する金額	㉙
	翌年に繰り越して徴収する金額	㉚